

リニア第1回期日意見陳述（アセス・足立）

本件工事は、環境影響評価法に基づき、環境影響評価手続きが必要な事業です。環境影響評価法の横断条項によって、本件工事の認可に、環境影響評価手続きが要件として付け加えられています。

環境影響評価法は、環境基本法20条を受けて制定されたものです。環境基本法3条は基本理念として「環境を破壊から守るために、良い環境を享受する」権利たる環境権の趣旨を取り入れています。よって、環境影響評価法の解釈適用に当たっては、その趣旨を踏まえなければなりません。

横断条項の解釈適用に当たっては、環境影響評価法の目的は、環境影響評価の結果を事業に反映させることにより、環境の保全について適正な配慮がされることを確保することであるため、環境影響評価の結果が事業実施の可否に有効に反映され、有効な規制法として機能しなくてはなりません。

本件認可においても、審査の結果、環境保全上支障があるものと判断されるときは、認可の要件を欠くものとして、認可処分を行うことは違法となります。

本件認可においては、手続面、内容面ともに環境影響評価手続きを行ったと評価することはできません。

環境影響評価を手続きで縛ることで意思決定の合理性を担保する趣旨であるため、手続きを適切に踏むことが求められます。

しかし、手続き面については、まず、当初から本線に接続予定であった山梨実験線について、環境影響評価が行われていません。環境影響評価法成立前に建設されたことをもって、手続きをまぬかれるのは環境基本法、環境影響評価法の趣旨を没却しています。

次に、行った環境影響評価自体が極めて不十分であり、およそ手続きを踏んだとは評価できないものです。訴状後半部分は、環境影響評価の内容がいかにか不十分なものであるかについて述べています。

三つ目に、環境影響評価は、その手続き中で公衆からの意見の反映を予定していますが、公衆が意見を出すための前提である情報公開が極めて不十分かつ不適切です。ホームページで公開しているデータは膨大かつ多数のファイルに分割され、ダウンロードするだけでも長時間かかります。各地で行われている説明会では質問が制限され、説明会以外の機会の要請では資料すら出しません。

以上のように、本件認可の環境影響評価手続きはおよそ行われたと言えないほど不適切です。

内容面については、環境影響評価法が要請している、複数案の検討がそもそも行われていません。3ルートから南アルプスルートを選択したことになっていますが、直線上を走行することが予定されているリニア方式では、南アルプスルート以外を選ぶことは当初からありえません。

そして、訴状後半で述べるように、地下水脈の破壊、発生土に伴う問題、工事車両等による環境への影響の問題、自然公園や希少生物等の自然環境の破壊、供用に伴う開口部の被害、電磁波の人体影響、日照の問題、景観の破壊等、環境影響評価が適切に行われていないがために、予想される問題や被害に枚挙にいとまがありません。

以上の通り、内容面でも環境影響評価は適切に行われていません。

本件認可は、環境影響評価法に違反し、横断条項により付加された認可の要件を満たさず、違法です。